

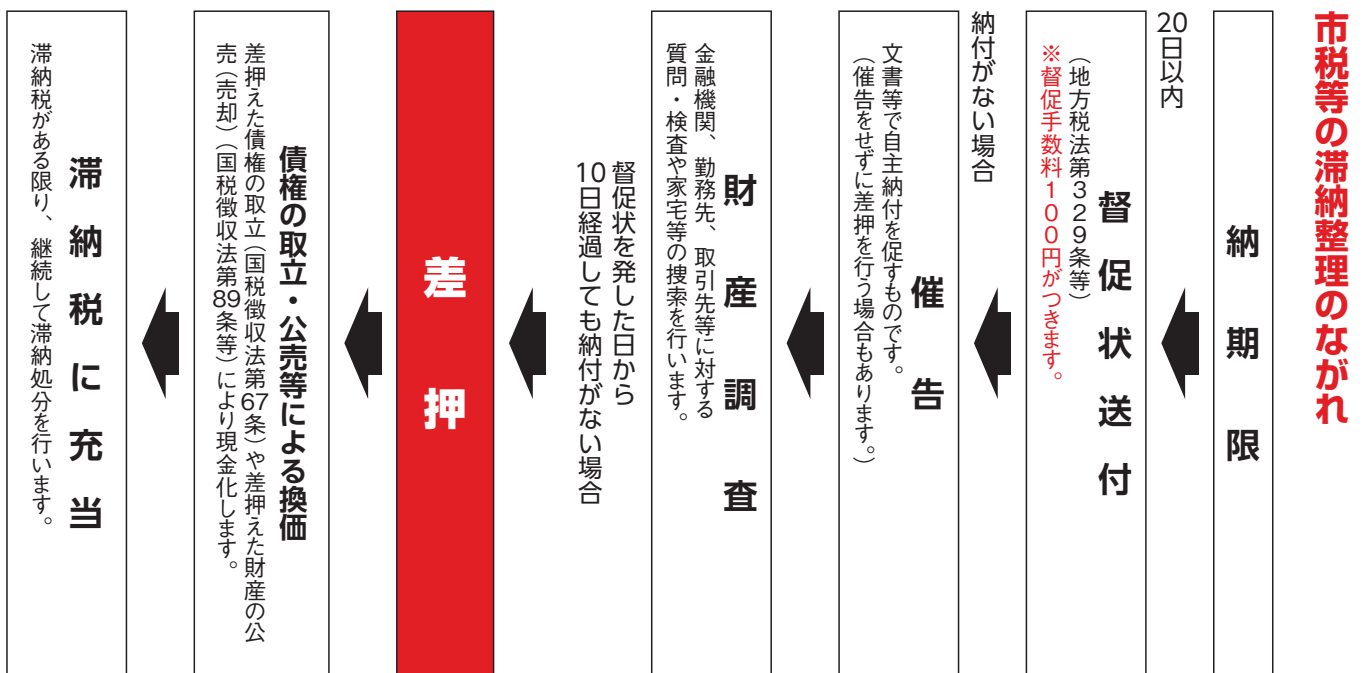
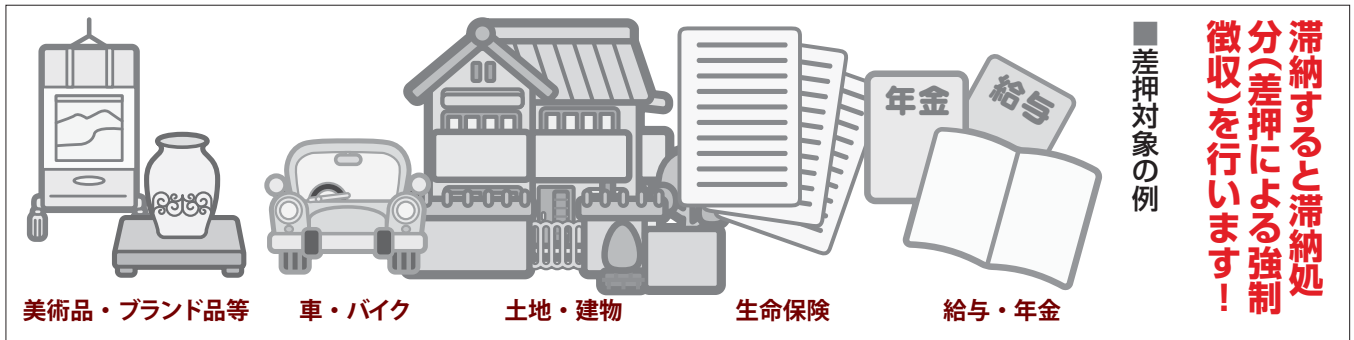
STOP! 滞納

～あなたの税が未来を拓く～

市町村税徴収強化月間 2013 夏

納税は社会の基本的ルールです！

■納税相談・問い合わせ先 税務課 収納グループ ☎(40) 5554



※納期限を過ぎて納付するときは、納期限までに納付された方との公平性を図るため延滞金が加算されます。

こんな時には、まず相談を！

災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。状況をお聞きしたうえで徴収の猶予や分割納付をすることができる場合があります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。

【注意】

納税ができない理由や原因が「住宅ローン(個人資産の形成)」「不相応・高額な物品等の購入によるローン」「収入に見合わない生活の維持・浪費」「ギャンブル」等の場合は「やむを得ない事情」にはなりません。

収支の見直しや返済先への期間延長等の申し出、債務整理など、市に相談する前にあなた自身ができることがあるはず！